

## 委託契約書(案)

委託業務名 秋田県立医療療育センター宿日直業務

実施場所 秋田県立医療療育センター  
秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

委託業務内容 別紙仕様書のとおり

委託金額 ¥ (内消費税及び地方消費税の額 円)

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約保証金 療育機構契約事務取扱規程第29条による

上記業務について、地方独立行政法人秋田県立療育機構 理事長 坂本 仁(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、次の条項により委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、別紙の宿日直業務委託仕様書に基づき、業務を履行するものとする。

(責任)

第2条 乙は、この契約による業務にあたっては次に掲げる責務を有するものとする。

- 1 乙は、この業務を遂行するため責任者及び業務従事者の名簿等を甲に提出しより良い業務の遂行を図るものとする。
- 2 乙は、この業務のため甲の庁舎内に立ち入るときは、乙の会社の定める作業制服若しくは、証明書などを着用又は携帯するものとする。
- 3 甲の庁舎において発生するすべての事柄は、公私に係わらず部外に漏らさないものとする。
- 4 乙は本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとし、また、この従業員が業務上重大な過失により第三者・庁舎及び各設備等に損害を与えた場合、その損害が甲の帰すべき場合を除き、乙が賠償の責を負わなければならない。

(施設貸与等)

第3条 甲は、この業務遂行を図るため、業務従事者に警備室及び当直室を貸与するものとする。また、乙の業務遂行に伴う光熱水費は、甲の負担とする。

(委託料の支払い)

第4条 乙は、毎月の末日に当該月の委託業務に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、乙から前項による実績報告書を受理したときは、速やかに検査確認しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格したときは、別紙支払計画書による委託料を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約の解除等)

第5条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- 1 乙がこの契約に違反したとき。
  - 2 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
  - 3 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約金額等の変更)

第6条 甲は、必要があるときはこの契約の内容を変更し、若しくは一時中止させ、又は、打ち切ることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(調査等)

第7条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、隨時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理について乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務完了報告)

第9条 乙は、委託業務完了後速やかに、委託業務に関する業務完了報告を書面により、甲に行うものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第11条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

地方独立行政法人 秋田県立療育機構  
理 事 長 坂 本 仁

乙